

# 青森県報

号外第三十六号

平成十六年  
四月一日  
(木曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則……………(県民生活) …… 一

青森県農業用ダム等管理規則の一部を改正する規則……………(農村整備課) …… 二

### 訓 令

徴税吏員の任命に関する規程の一部を改正する訓令……………(税 務 課) …… 二

### 告 示

青森県個人情報保護条例第十八条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる個人情報の一部改正……………(総務学事課) …… 二

特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所の一部改正  
青森県特定非営利活動促進法施行細則の規定による縦覧の場所の一部改正……………( 同 ) …… 三

青森県立自然公園条例第十条第三項第六号の規定による許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物の指定……………(自然保護課) …… 三

臨時の職業訓練の施行……………(労政・能力) …… 三  
農地法第三条第二項第五号の別段の面積……………(開 発 課) …… 三  
農地法第三条第二項第五号の別段の面積……………(構造政策課) …… 三

二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる県土の整備に

関する事務を分掌する県土整備事務所の指定の一部改正……………(監 理 課) …… 四  
河川予定地の廃止……………(河川砂防課) …… 四  
河川区域の指定……………( 同 ) …… 四  
高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所の場所の一部改正……………(建築住宅課) …… 四  
青森県立郷土館の特別展の使用料の額及び常設展の特定期間……………(教育庁文化) …… 四  
財保護課……………(財保護課) …… 四

### 公 告

長期・中高年失業者就職支援事業の実施に係る案の提出の要請……………(労政・能力) …… 五

### 出 先 機 関

自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所の指定……………(青 森 県 税 務 所) …… 七

### 人 事 委 員 会

人事委員会規則一〇〇(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定による法人を定める規則)の一部を改正する規則……………(管 理 課) …… 七

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………(職 員 課) …… 八

## 規 則

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十二号

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

青森県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年十月青森県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「午後四時四十五分」を「午後五時」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県農業用ダム等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十三号

青森県農業用ダム等管理規則の一部を改正する規則

青森県農業用ダム等管理規則（平成九年二月青森県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、同日二十九日」を「同日二十九日、世増ダムにあつては三月二十日」に改める。

別表二庄内ダムの項の次に次のように加える。

世増ダム	三戸郡 南郷村	標高八十七メートルから標高九十七メートル（七月一日から十月三十一日まで）の間にあつては、標高九十四メートルまで	三月二十一日から四月十五日まで	一・一四
			四月十六日から八月三十一日まで	一・三〇三
			九月一日から九月三十日まで	〇・八一三
			十月一日から十月十五日まで	〇・三六九

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第三十六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

徴税吏員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

徴税吏員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

徴税吏員の任命に関する規程（昭和三十二年四月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一項中「除く。」の下に「その他知事が定める県吏員」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告

示

青森県告示第二百五十三号

平成十三年四月一日青森県告示第二百二十八号（青森県個人情報保護条例第十八条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表調理師試験の項を削り、表准看護師試験の項及び歯科技工士試験の項中「健康福祉部健康医療課」を「健康福祉部医療薬務課」に改め、表製菓衛生師試験の項及びクリーニング師試験の項を削り、表薬種商販売業認定試験の項及び毒物劇物取扱者試験の項中「健康福祉部薬務衛生課」を「健康福祉部医療薬務課」に改め、表毒物劇物取扱者試験の項の次に次のように加える。

調理師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日 から一月間	健康福祉部保健衛生課
製菓衛生師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日 から一月間	健康福祉部保健衛生課
クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日 から一月間	健康福祉部保健衛生課

表農薬管理指導士認定試験の項を削り、表林業改良指導員資格試験の項の次に次のように加える。

農薬管理指導士認定試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日 から一月間	農林水産部食の安全・安心推進室
-------------	-------------	-----------------	-----------------

青森県告示第百五十四号

平成十年十二月一日青森県告示第七百九十二号（特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所）の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

「青森県環境生活部文化・スポーツ振興課」を「青森県環境生活部県民生活政策課」に改める。

青森県告示第百五十五号

平成十年十二月一日青森県告示第七百九十三号（青森県特定非営利活動促進法施行細則の規定による閲覧の場所）の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

「青森県環境生活部文化・スポーツ振興課」を「青森県環境生活部県民生活政策課」に改める。

青森県告示第百五十六号

青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号）第十条第三項第

六号の規定により、許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物を次のとおり指定する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物並びに資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源及び同条第五項に規定する再生部品  
青森県告示第百五十七号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類・訓練課程	対象者	訓練科	訓練期間	定数
青森県立青森高等技術専門学校	普通職業訓練・短期課程	公共職業安定所長から職業訓練の受講指示又は推薦を受けた者	OA事務科	六月	一〇人
青森県立八戸工科学院					一〇人

青森県告示第百五十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項第五号の別段の面積を次のとおり定めたので、同号の規定により公示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

農 地

別段の面積	区 域
十アール	西津軽郡深浦町 中津軽郡岩木町
三十アール	南津軽郡碓ヶ関村

青森県告示第二百五十九号

平成十四年四月一日青森県告示第四百四十七号（一以上の県土整備事務所の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する県土整備事務所の指定）の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第四号の次に次の一号を加える。

五 一般国道三三八号の白糠バイパスの建設の事業の用に供する用地の買収及び補償並びに用地の買収に伴う登記の嘱託に関する事務を分掌する県土整備事務所は、むつ県土整備事務所とする。

青森県告示第二百六十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第一項の規定により指定した次の河川予定地を廃止するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

河川の名称	土 地
二級河川 堤川水系横内川	青森市大字野尻字野田、同大字字今田、大字大矢沢字野田、同大字字里見、大字幸畑字唐崎及び大字筒井字八ツ橋の区域内の土地のうち、次の図面の赤色で着色した部分に該当する区域内の土地（河川区域内の土地を除く。）

（図面省略）

青森県告示第二百六十一号

堤川水系に係る二級河川横内川の青森市大字野尻字野田一五三の一から同市大字筒井字八ツ橋五一〇の一六までについて、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

次の図面の赤色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項

第一号及び第二号の区域以外の区域

（図面省略）

青森県告示第二百六十二号

平成十四年四月一日青森県告示第五百四十四号（高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧の場所）の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

「青森県土整備事務所建築指導課

弘前県土整備事務所建築指導課

八戸県土整備事務所建築指導課

五所川原県土整備事務所建築指導課

十和田県土整備事務所建築指導課

むつ県土整備事務所建築指導課

鱈ヶ沢県土整備事務所建築指導課

「青森県土整備事務所

弘前県土整備事務所

八戸県土整備事務所

五所川原県土整備事務所

十和田県土整備事務所

むつ県土整備事務所

鱈ヶ沢県土整備事務所

青森県告示第二百六十三号

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）別表第一号の規定に基

つき、青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の  
特定期間を次のとおり定める。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特別展の観覧の場合の使用料の額

区		分		金額 (一回につき)
「鈴木正治展」 の観覧	個人	高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生	一人につき (特別展の初日の前日までに納付 する場合には、二百四十円)	
		一般	一人につき (特別展の初日の前日までに納付 する場合には、四百円)	
	団体(二十人以上のものに限る。)	高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生	一人につき (特別展の初日の前日までに納付 する場合には、二百四十円)	
		一般	一人につき (特別展の初日の前日までに納付 する場合には、二百五十円)	
北東北三県共同 展「描かれた北 東北」の観覧	個人	高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生	一人につき (特別展の初日の前日までに納付 する場合には、二百四十円)	
		一般	一人につき (特別展の初日の前日までに納付 する場合には、四百円)	
	団体(二十人以上のものに限る。)	高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生	一人につき (特別展の初日の前日までに納付 する場合には、二百四十円)	
		一般	一人につき (特別展の初日の前日までに納付 する場合には、二百五十円)	

二 常設展の観覧の場合の特定期間

平成十七年一月一日から同年二月二十八日まで

公 告

長期・中高年失業者就職支援事業の実施に係る案の提出の要請

次のとおり長期・中高年失業者就職支援事業の実施に係る案の提出(以下「提案」という。)の要請をするので、公示する。

平成十六年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 提案に係る事項

- 1 業務名 長期・中高年失業者就職支援事業
- 2 業務内容 雇用保険の受給資格喪失者又は六か月以上の失業者及び年齢四十五歳以上六十歳未満の失業者対象に、キャリアアカウンセリング及びセミナー、職場体験や、企業のニーズ調査・人材バンクの活用といった複数の支援メニューを効果的に組み合わせる実施する。
- 3 履行期限 平成十七年三月三十一日(木)

二 提案を行う者に必要な資格等

- 1 提案を行う者に要求される資格
  - (一) 民間企業、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体であつて委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

- 2 提案の評価基準
  - (一) 事業者の適格性
  - (二) 企画提案の目的適合性
  - (三) 業務遂行手法の妥当性

三 手続等

- 1 担当部局

郵便番号 〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目の一  
 青森県商工労働部労政・能力開発課  
 電話番号 〇一七 七二二 一 一 一 一 (内線二三五一)  
 〇一七 七三四 九四〇一 (直通)

Shingo Mimura  
 Governor  
 Aomori Prefecture  
 1 April 2004

2 企画提案指示書の交付期間及び場所

(一) 交付期間 平成十六年四月一日(木)から同月十五日(木)まで(土曜日、日曜日は除く。交付時間は午前九時から午後五時まで)

(二) 交付場所 1に同じ。

(三) 交付方法 直接交付する(郵送等は、しない)。

3 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

(一) 提出期限 平成十六年四月十五日(木)午後五時まで

(二) 提出場所 1に同じ。

(三) 提出方法 持参すること(郵送等は、不可)。

4 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

(一) 提出期限 平成十六年五月十一日(火)午後五時まで

(二) 提出場所 1に同じ。

(三) 提出方法 持参すること(郵送等は、不可)。

四 その他

1 手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨

2 契約書作成の要否  
 要

3 関連情報入手するための照会窓口  
 三〇の二回。

4 その他

(一) 企画提案書に関するコンサルティングを実施する。

(二) 詳細は、企画提案指示書にのべてあり。

Proposal for Employment Support of the Long-Term and Middle-Aged Unemployed

Request

In regards to requesting submission of plans on employment support for long-term and middle-aged unemployed people, the following is hereby publicly announced:

I. Related matters

1. Project Name

Employment support for long-term and middle-aged unemployed people

2. Project Outline

This hopes to provide multiple support programmes, such as career counselling, seminars, as well as, research information on job experience and the current needs of industry, a job resource bank, for those unemployed for over six months and those between the ages of forty-five and sixty.

3. Performance Deadline

Thursday, 31 March 2005

II. Qualifications for Participation and Criteria for Selection

1. Qualifications

(1) An organisation with ability to perform consignment projects concisely, in accordance to any of the below items:

① Private enterprise

② Non-profit organisation prescribed by the NPO Activity Promotion Act

③ Corporation excluding 1 and 2

④ Organisation excluding 3

(2) An organisation having experience in the same or similar consignment contract with national or local governments, with proven track record. If the organisation does not have a proven track record, one, which has the ability to perform, can be considered.

2. Criteria

(1) Industrial Competency

(2) Adaptability in plans and goal making

(3) Appropriateness of means and procedure

III. Procedures

1. Overseeing Division

Labor Relations and Vocational Development Division

Department of Commerce, Industry and Labor

1-1-1, Nagashina, Aomori City, Aomori Prefecture, JAPAN, 030-8570

TEL 017-722-1111 (Ext. 2351) FAX 017-734-9401

2. Delivery of Application Guidelines

- (1) Period  
1 - 15 April 2004 except Saturdays and Sundays (9:00-17:00)
  - (2) Place  
See III-1
  - (3) Means of Delivery  
Delivery in person only  
(Submission by mail or fax will not be accepted.)
  - 3. Submission of entry registration application forms
    - (1) Deadline  
17:00, 15 April 2004
    - (2) Place  
See III-1
    - (3) Means of Delivery  
Delivery in person only  
(Submission by mail or fax will not be accepted.)
  - 4. Submission of plans
    - (1) Deadline  
17:00, 1 May 2005
    - (2) Place  
See III-1
    - (3) Means of Delivery  
Delivery in person only  
(Submission by mail or fax will not be accepted.)
- IV. Miscellaneous**
- 1. Procedural Language and Currency Used  
Japanese Language and Japanese Yen
  - 2. Necessity of Making Contracts  
Necessary
  - 3. Contact Details for Information & Questions about Proposals  
See III-1
  - 4. Miscellaneous
    - (1) Hearings about submitted plans will be carried out.
    - (2) Details comply with application guidelines.

**出 先 機 関**

青森県税事務所告示第一号

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）第三十条第一項の規定

により自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年四月一日

青森県税事務所長 中 村 司

- 一 自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人の住所及び名称
  - 1 住所  
青森市奥野一丁目二の三
  - 2 名称  
社団法人青森県自動車会議所
- 二 証紙代金収納計器の取扱場所
  - 青森市大字浜田字豊田一三九の二一  
青森県交通会館内
  - 青森市大字浜田字豊田二一九の二三  
青森県軽自動車会館内
  - 八戸市大字市川町字長七谷地二の七〇四  
八戸自動車会館内

**人 事 委 員 会**

人事委員会規則一〇〇（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定による法  
人を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年四月一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一〇〇（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定によ  
る法人を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一〇〇（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定による法  
人を定める規則）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第八条各号に掲げる」を「第九条に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 四四（通勤手当）の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成十六年四月一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 四四（通勤手当）の一部を改正する規則の一部を改正する  
規則

人事委員会規則七 四四（通勤手当）の一部を改正する規則（平成十六年二月二十  
日公布）を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。  
附則に次の一項を加える。

（支給単位期間に係る経過措置）

2 この規則の施行の日前の月の中途から引き続いて地方公務員法第二十八条第二項  
の規定により休職にされ、同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受  
け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第  
一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第二条の規定に  
より育児休業をし、職員派遣（公益法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第  
三項第一号に規定する職員派遣をいう。）をされ、教育公務員特例法第二十六条第  
一項に規定する大学院修学休業をし、又は地方公務員法第二十九条の規定により停  
職にされている職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復  
職又は復帰に係るこの規則による改正後の人事委員会規則七 四四（通勤手当）第  
二十条の四第二項の規定の適用については、「属する月の翌月（その日が月の初日  
である場合にあつては、その日の属する月）」とあるのは、「属する月」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭